

諮問番号：平成29年度諮問第22号

答申番号：平成29年度答申第24号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張の要旨

次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当である。

- (1) 対象児童は白老町から千歳市の高等支援学校まで鉄道とバスを利用して通学し、年間約40万円の通学費を要するから、手当は大変必要である。
- (2) 寄宿舎のない支援学校に通学しているのは、現在は「寛解」状態であるが、腎臓疾患（ネフローゼ症候群）があるからであり、定期的に通院、検査し、再発させないよう特に注意を要し、また、毎日の体調管理が大切である。
- (3) これまでの診断書と比べても今回の診断書の内容は、障害が軽くなったとは感じないし、日常生活において援助が軽くなった実感もなく、腎臓疾患や通学など親の援助が増えているから、資格喪失事由には納得できない。
- (4) 親として障害が軽いから良かったと安堵できたことはなく、申し訳ない気持ちで一杯である。世の中は障害者に対してまだまだ開かれておらず、障害が軽くても支援、援助、介助が必要である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

- (1) 処分庁は、囑託医師の判定を得て、診断書により、「知能障害等」、「発達障害関連症状」、「精神症状」並びに「問題行動及び習癖」があり、「精神医学的総合判定」は「中度」とされているものの、IQが68と軽度であること、「問題行動及び習癖」に日常生活が著しい制限を受ける程度の不適応な行動がないこと、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」とされていること等から、政令別表第3に定める障害の状態に該当しないと認定した。
- (2) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その原因、諸症状、治療及びその症状の経過、具体的な日常生活状況等により総合的に認定されることとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正性を確保するためである。
- (3) 診断書によれば、対象児童に対して、日常生活において一部援助が必要な

ことは理解するが、日常生活活動はおおむね自立しており、「要注意度」が「随時一応の注意が必要」、「精神医学的総合判定」が「中度」であることも総合的に判断してみても、発達障害に係る障害等級2級に該当するものとは読み取れない。

(4) 障害の認定は、診断書によることとされており、通学の交通費負担の困難を理由に認定の適否を判断することにはならない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。

2 審査請求人は、対象児童に係る個別の事情を挙げ、そうした事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張している。

対象児童は、「自閉症」により一定程度の援助を要し、遠距離の通学を余儀なくされており、保護者としての心情は理解できるものの、審査請求人の主張する事情（経済的な事情、潜在的に腎臓疾患を有している事情）は、いずれも、対象児童が、発達障害に係る認定基準に該当するかどうかの判断において、考慮することができない事項であり、原処分は、診断書の記載内容に基づき、嘱託医師の審査判定も得て、総合的に判断した上で行われているから、これを違法、不当ということとはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

平成29年8月17日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月22日の審査会において、調査審議した。

### 第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係る精神の障害の程度は、認定基準によれば、その原因、諸症状、治療及びその病状の経過、具体的な日常生活状況等により、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで、同診断書をみると、「相互的な社会関係の質的障害」は「乏しい」とされ、「不安」の精神症状や「興奮」、「多動」及び「衝動性」などの問題行動がみられるものの、IQは68の「軽度」とされ、「言語コミュニケーションの障害」も「軽度」であり、また、「生活能力はおおむね自立し」、要注意度も「随時一

応の注意が必要」とされているほか、精神医学的総合判定は「対人面の過敏さ等の困難性から中度とした」が、「生活能力等からは軽度といえる」とされており、それらの記載からは、特段の不適切な行動と認められる事情は窺われず、また、日常生活に著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

こうした事実関係に基づき、精神の障害に係る認定基準に照らして総合的に判断すると、対象児童について障害等級2級に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分には、これを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続も適正なものと認められる。以上の点から、本件審査請求を棄却するべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美